那覇広域都市計画用途地域の変更
（那覇市決定）
泊・新港臨港地区（11号岸壁背後用地及び10号岸壁背後用地）
総括図

SCALE: 1:15,000（A1）、1:30,000（A3）

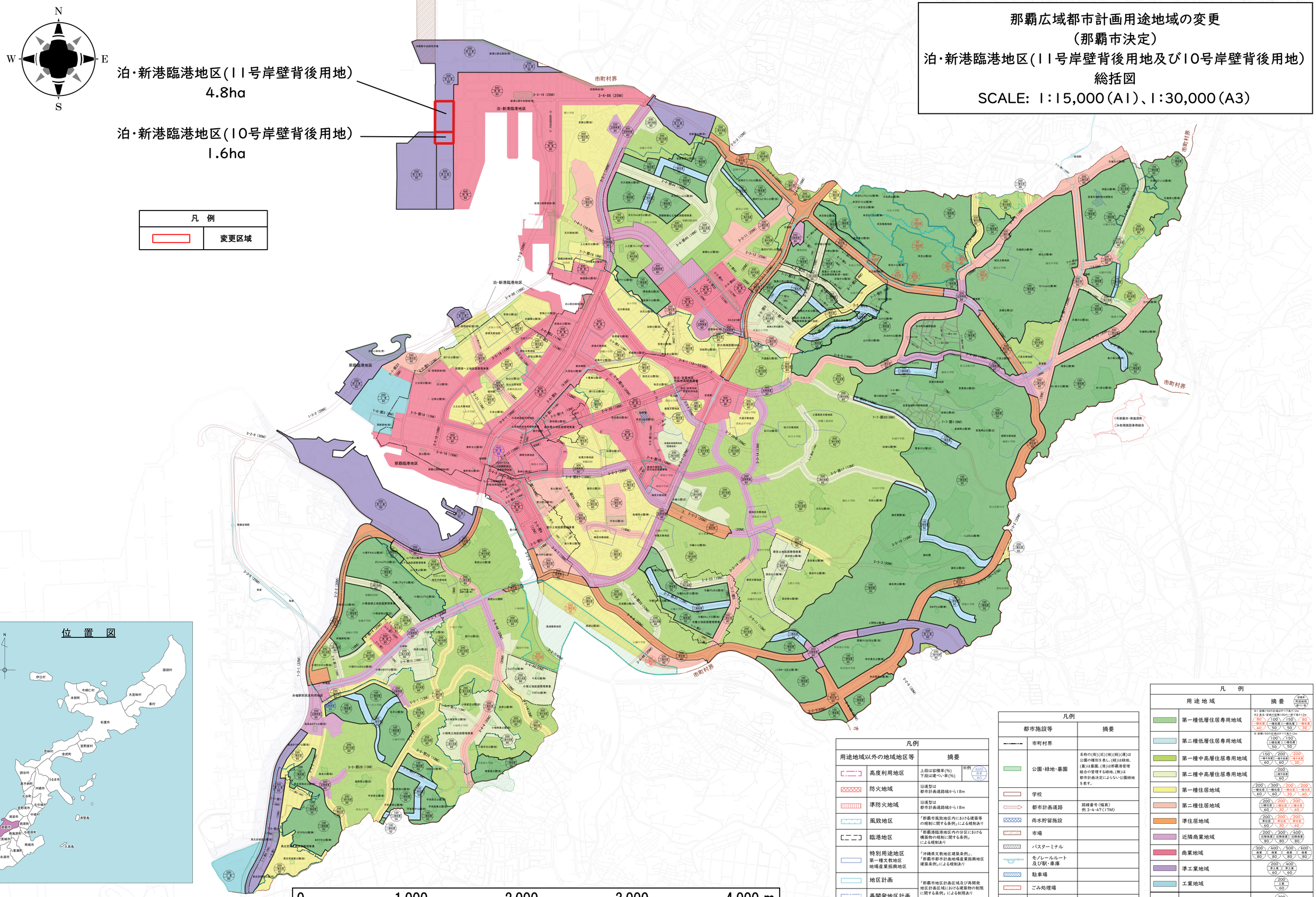

原図：那覇市都市計画図 2024年（令和6年）12月末時点

那覇市都市みらい部　都市計画課　作成

凡例	
用途地域以外の地域地区等	摘要
高度利用地区	上段は容積率(%) 下段は建ぺい率(%) ※例 600 / 商業 / 80
防火地域	沿道型は 都市計画道路端から18m
準防火地域	沿道型は 都市計画道路端から18m
風致地区	「那覇市風致地区内における建築等の規制に関する条例」による規制あり
臨港地区	「那覇港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」による規制あり
特別用途地区 第一種文教地区 地場産業振興地区	「沖縄県文教地区建築条例」、「那覇市都市計画地場産業振興地区建築条例」による規制あり
地区計画	
再開発地区計画	「那覇市地区計画区域及び再開発地区計画区域における建築物の制限に関する条例」による制限あり
都市景観形成地域	「那覇市都市景観条例」による都市景観形成基準あり

凡例	
都市施設等	摘要
市町村界	
公園・緑地・墓園	名称の(街)(近)(地)(緑)(運)は公園の種別を表し、(緑)は緑地、(墓)は墓園、(港)は那覇港管理組合の管理する緑地、(無)は都市計画決定によらない公園緑地を表す。
学校	
都市計画道路	路線番号（幅員） 例 3・4・4/7（17M）
雨水貯留施設	
市場	
バスターミナル	
モノレールルート及び駅・車庫	
駐車場	
ごみ処理場	
土地区画整理事業	
市街地再開発事業	

凡　例		
用途地域		摘要（容積率 / 用途地域 / 建ぺい率）
	第一種低層住居専用地域	※1 容積150%区域はすべて高さ12m ※2 真北・斜線の容積100%一部で高さ12m 80 / 100 一種低層 / 150 一種低層 / 80 一種低層 40 / 50 / 50 / 30
	第二種低層住居専用地域	※ 容積150%区域はすべて高さ12m 100 二種低層 / 150 二種低層 50 / 50
	第一種中高層住居専用地域	150 一種中高層 / 200 一種中高層 / 200 一種中高層 60 / 60 / 30
	第二種中高層住居専用地域	200 二種中高層 60
	第一種住居地域	200 一種住居 / 300 一種住居 / 200 一種住居 / 200 一種住居 60 / 60 / 30 / 40
	第二種住居地域	200 二種住居 / 200 二種住居 / 200 二種住居 60 / 30 / 40
	準住居地域	200 準住居 / 200 準住居 / 200 準住居 60 / 30 / 40
	近隣商業地域	200 近隣商業 / 300 近隣商業 / 400 近隣商業 80 / 80 / 80
	商業地域	300 商業 / 400 商業 / 500 商業 / 600 商業 80 / 80 / 80 / 80
	準工業地域	200 準工業 / 400 準工業 60 / 60
	工業地域	200 工業 60
	市街化調整区域	200 60

注1）道路沿いの用途地域について、距離が図示されていない箇所は、計画道路若しくは現況道路から25m、又は地形地物が境界である。
注2）赤書きの容積率及び建ぺい率については、「風致地区」における制限とする。
注3）建築基準法第56条に規定する外壁の後退距離の限度は定めない。